項とし、同条第二十一項第二号中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人（次号及び第四号」を「又は被現物出資法人（以下この項」に改め、同項第三号中「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「相当する数の者の全部」を「直前の従業者の全部」に、「には、当該相当する数の者」を「には、当該直前の従業者」に、「）が当該」を「）で当該」に、「ことが見込まれ、かつ、当該相当する数の者」を「者の数と当該直前の従業者」に、「ものが当該」を「もので当該」に、「ことが見込まれていること。」を「者の数とを合計した数が当該直前の従業者の総数のおおむね百分の八十以上に相当する数となることが見込まれていること。」に改め、同項第四号中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同項第六号中「株式移転完全親法人が当該株式移転に係る株式移転完全子法人及び他の株式移転完全子法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係」を「株式移転完全子法人と他の株式移転完全子法人との間に当該株式移転に係る株式移転完全親法人による完全支配関係」に、「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人（ロにおいて「合併法人等」という。）とする適格合併（当該他の株式移転完全子法人又は株式移転完全子法人を被合併法人とするもの及び法第二条第十二号の八に規定する合併親法人株式が交付されるものを除く。）、適格分割（同条第十二号の十一に規定する分割承継親法人株式が交付されるものを除く。）又は適格現物出資（ロにおいて「適格合併等」という。）を行う」を「合併法人等とする適格合併等（当該他の株式移転完全子法人又は株式移転完全子法人を被合併法人とする適格合併及び法第二条第十二号の八に規定する合併親法人株式が交付される適格合併並びに同条第十二号の十一に規定する分割承継親法人株式が交付される適格分割を除く。ロにおいて同じ。）が行われる」に改め、同号イ⑴中「によつて当該株式移転完全子法人及び他の株式移転完全子法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有される関係」を「による完全支配関係」に改め、同号イ⑵及びロ中「が当該他の株式移転完全子法人又は株式移転完全子法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係」を「と当該他の株式移転完全子法人又は株式移転完全子法人との間に当該株式移転完全親法人による完全支配関係」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項及び第二十三項を削り、同条第二十四項中「第十七項第一号及び第二十一項第一号」を「第十六項第一号及び前項第一号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条を第四条の三とする。

第四条の次に次の一条を加える。

（支配関係及び完全支配関係）

第四条の二　法第二条第十二号の七の五（定義）に規定する政令で定める関係は、一の者（その者が個人である場合には、その者及びこれと前条第一項に規定する特殊の関係のある個人）が法人の発行済株式等（同号に規定する発行済株式等をいう。以下この条において同じ。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を保有する場合における当該一の者と法人との間の関係（以下この項において「直接支配関係」という。）とする。この場合において、当該一の者及びこれとの間に直接支配関係がある一若しくは二以上の法人又は当該一の者との間に直接支配関係がある一若しくは二以上の法人が他の法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を保有するときは、当該一の者は当該他の法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなす。

2　法第二条第十二号の七の六に規定する政令で定める関係は、一の者（その者が個人である場合には、その者及びこれと前条第一項に規定する特殊の関係のある個人）が法人の発行済株式等（発行済株式（自己が有する自己の株式を除く。）の総数のうちに次に掲げる株式の数を合計した数の占める割合が百分の五に満たない場合の当該株式を除く。以下この項において同じ。）の全部を保有する場合における当該一の者と当該法人との間の関係（以下この項において「直接完全支配関係」という。）とする。この場合において、当該一の者及びこれとの間に直接完全支配関係がある一若しくは二以上の法人又は当該一の者との間に直接完全支配関係がある一若しくは二以上の法人が他の法人の発行済株式等の全部を保有するときは、当該一の者は当該他の法人の発行済株式等の全部を保有するものとみなす。

一　当該法人の使用人が組合員となつている民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約（当該法人の発行する株式を取得することを主たる目的とするものに限る。）による組合（組合員となる者が当該使用人に限られているものに限る。）の当該主たる目的に従つて取得された当該法人の株式

二　会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百三十八条第二項（募集事項の決定）の決議（同法第二百三十九条第一項（募集事項の決定の委任）の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第二百四十条第一項（公開会社における募集事項の決定の特則）の規定による取締役会の決議を含む。）により当該法人の役員又は使用人（当該役員又は使用人であつた者及び当該者の相続人を含む。以下この号において「役員等」という。）に付与された新株予約権（次に掲げる権利を含む。）の行使によつて取得された当該法人の株式（当該役員等が有するものに限る。）

イ　商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第七十九号）第一条（商法の一部改正）の規定による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十条ノ二第二項（取締役又は使用人に譲渡するための自己株式の取得）の決議により当該法人の役員等に付与された同項第三号に規定する権利

ロ　商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百二十八号）第一条（商法の一部改正）の規定による改正前の商法第二百八十条ノ十九第二項（取締役又は使用人に対する新株引受権の付与）の決議により当該法人の役員等に付与された同項に規定する新株の引受権

ハ　会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第六十四条（商法の一部改正）の規定による改正前の商法第二百八十条ノ二十一第一項（新株予約権の有利発行の決議）の決議により当該法人の役員等に付与された新株予約権

第五条第二項第二号ヘ中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削る。

第八条第一項中「第十三号」を「第十二号」に、「第十四号から第二十一号まで」を「第十三号から第十九号まで」に改め、同項第一号中「第十一号」を「第十号」に改め、同号ロ中「第六十一条の二第十四項第五号」を「第六十一条の二第十三項第五号」に改め、同号ヘ中「第六十一条の二第九項」を「第六十一条の二第八項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同号チ中「第六十一条の二第十四項第一号」を「第六十一条の二第十三項第一号」に改め、同項第二号中「第六十一条の二第十四項」を「第六十一条の二第十三項」に改め、同項第三号中「第六十一条の二第十四項第五号」を「第六十一条の二第十三項第五号」に改め、同項第五号中「（イにおいて「移転資産」という。）及び「（ロにおいて「移転負債」という。）」を削り、「除くものとし、」を「除く。以下この号において同じ。）並びに」に改め、「を含む。以下この号において同じ。）」を削り、「イに掲げる金額からロに掲げる金額を減算した金額」を「当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度終了の時における資本金等の額又は連結個別資本金等の額に相当する金額」に、「（法第二十四条第二項に規定する抱合株式に対し合併親法人株式を交付しなかつた場合には、当該抱合株式の当該適格合併の直前の帳簿価額を加算した金額）をいう。」を「とする。）と当該合併の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額とを合計した金額」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ　適格合併　当該抱合株式の当該合併の直前の帳簿価額

ロ　適格合併に該当しない合併　当該抱合株式の当該合併の直前の帳簿価額に当該抱合株式に交付されるべき金銭及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち法第二十四条第一項の規定により法第二十三条第一項第一号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額とみなされる金額を加算した金額（法人を設立する合併にあつては、当該合計額）